

## 令和8年上尾市教育委員会4月定例会 会議録

- 1 日 時 令和8年4月23日（木曜日）  
開会 午前9時30分  
閉会 午前11時12分
- 2 場 所 上尾市役所7階 教育委員室
- 3 出席委員 教育長 西倉剛  
教育長職務代理者 小池智司  
委員 谷島大  
委員 岩鉄由美  
委員 湯本華奈子  
委員 莪山知奈美
- 4 出席職員 教育総務部長 池田直隆  
教育総務部次長 山内正博  
学校教育部長 武田直美  
学校教育部次長 中澤真治  
学校教育部副参事 兼 学務課長 勝雄一  
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 田崎守  
教育総務部 教育総務課長 杉木直也  
教育総務部 新しい学校づくり推進室長 深井雄太  
教育総務部 生涯学習課長 松崎まり子  
教育総務部 図書館主幹 宮部正人  
教育総務部 スポーツ振興課副主幹 長澤和史  
学校教育部 学校保健課長 田口倫秀  
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 荻原知之  
書記 教育総務課主幹 仲上直志  
教育総務課主任 續橋拓也
- 5 傍聴人 3人

## 6 日程及び審議結果

### 日程第1 開会の宣告

### 日程第2 3月定例会、第2回臨時会会議録の承認

### 日程第3 会議録署名委員の指名

### 日程第4 請願の審議

請願第1号 教育委員会の会議を非公開とする際の慎重な判断および採決の可視化に関する請願

### 日程第5 議案の審議

議案第36号 上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第37号 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第38号 上尾市幼児教育推進協議会委員の委嘱又は任命について

議案第39号 上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について

議案第40号 上尾市学校給食運営委員会委員の委嘱又は任命について

### 日程第6 報告事項

報告事項1 令和8年上尾市議会3月定例会について

報告事項2 令和7年度民間スイミングスクールを活用した学校水泳指導委託事業に係るアンケート調査結果について

報告事項3 令和8年度の文化芸術関係催事について

報告事項4 令和9年上尾市二十歳のつどいについて

報告事項5 令和7年度上尾市図書館事業実績の概要について

報告事項6 令和8年度研究委嘱について

報告事項7 令和8年度上尾市立小・中学校運動会及び体育祭日程について

報告事項8 上尾市学校運営協議会委員の任命について

報告事項9 令和8年3月 いじめに関する状況について

報告事項10 上尾市不登校対策推進委員会の答申の受領について

報告事項11 産業医の委嘱について

報告事項12 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

### 日程第7 今後の日程報告

### 日程第8 議案の審議

議案第41号 教育委員会事務局の職員に係る令和8年5月1日付人事異動について

### 日程第9 閉会の宣告

## 7 会議録

### 日程第1 開会の宣告

(西倉剛 教育長) ただ今から、令和8年上尾市教育委員会4月定例会を開会いたします。本日、新井図書館長及び栗原 スポーツ振興課長が、所用により、出席できません。代理で宮部 図書館主幹及び長澤 スポーツ振興課副主幹が出席いたしますので、ご了承願います。本日は、傍聴の申出はございますか。

(杉木直也 教育総務課長) 3人の方から傍聴の申出がございます。傍聴の許可をお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 傍聴を許可いたします。ご案内をお願いします。

～傍聴人入場～

(西倉剛 教育長) 傍聴者の皆様へ申し上げます。傍聴に当たっての注意事項を傍聴券の裏面に記載しておりますので、お読みいただき、会議の進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 日程第2 3月定例会、第2回臨時会会議録の承認

(西倉剛 教育長) 続いて、「日程第2 3月定例会、第2回臨時会会議録の承認」についてでございます。3月定例会及び第2回臨時会会議録につきましては、すでにお配りして確認していただいております。修正等がございましたら、お伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

～委員全員から修正等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) それでは、承認することにご異議ございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、3月定例会会議録につきましては、岩鉄委員に、第2回臨時会会議録につきましては、湯本委員にそれぞれご署名いただき、会議録とします。

### 日程第3 会議録署名委員の指名

(西倉剛 教育長) 続いて、「日程第3 本定例会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、谷島委員をお願いいたします。

(谷島大 委員) はい。

### 日程第4 請願の審議

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第4 請願の審議」でございます。本日予定しております請願

は1件でございます。それでは、「請願第1号 教育委員会の会議を非公開とする際の慎重な判断および採決の可視化に関する請願」でございますが、本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、これを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、意見陳述を許可いたします。暫時、休憩します。

～請願者入場～

(西倉剛 教育長) 再開いたします。請願者の方には、口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。また、その後、委員の皆様からの質問がありましたら、ご回答のほど、よろしく願い申し上げます。それでは、どうぞお願いいたします。

(請願者) 本日は、教育委員会の請願の提出者として意見陳述の機会を許可していただき、まことにありがとうございます。

提出させていただいた「請願書」ですが、お手元でございますとおり、件名、趣旨、理由、資料の全部で8ページとなっております。ここで1点訂正がございます。2ページ目の下から6行目、議案第9号と書いてありますが、議案第3号でございますので、訂正方よろしく願いいたします。

今回の請願は、「教育委員会の会議を非公開とする際の慎重な判断および採決の可視化に関する請願」という長い件名になっておりますが、「請願の趣旨」としては2つの内容が含まれております。

(1) として、教育委員会の会議を非公開の審議とする判断は地教行法の原則と情報公開条例に基づき、事案ごとに根拠を示して慎重に行っていただきたいこと。

(2) として、非公開決定の採決は3分の2以上の賛成が必要であり、その可視化のために挙手による採決を求めたいこと。以上、2点でございます。

また、本請願については、上尾市教育委員会の信頼性を高めるための提案であり、教育行政の透明性を確保するための建設的な要望でございます。教育委員会の皆様を批判する意図は毛頭ございません。そのことを最初に申し上げたいと思います。

以上のことを踏まえて、あらためて請願の趣旨および理由を併せて述べます。

(1) については、地教行法第14条7項で「教育委員会の会議は公開する」との原則から、議案の審議を非公開とする際には抑制的すなわち必要最低限に、かつ慎重な判断が求められます。

このことについては、資料1のとおり、6年前の2020年、令和2年の4月定例会の報告事項として「市議会に提出する案件であることをもって、非公開とするものではない」という基準が示されております。事案ごとに、なぜ非公開とするのかを市の情報公開条例に照らして説明する必要があることが報告されております。しかしながら、昨今、定例会等において、市議会に提出する案件であるということで、言わば機械的に会議が非公開とされるケースが散見されます。ここで、散見されます、と申し上げたのは、すべての案件がそうであるのではなく、「なぜこの案件が非公開とされるのだろうか？」との疑問が生じることがある、という意味でございます。資料2のとおり、上尾市情報公開条例第7条では、(1)から(7)まで示されており、教育委員会の会議を非公開とする際には「上尾市情報公開条例第7条のどの項目によるものなのか」を明示していただければわかりやすいと思います。会議の公開・非公開については、行政として、その情報を公開すると不当に支障が生じるのかどうか、また、公開による公益、つまり市民の知る権利との兼ね合い、これらについても考慮し

ていただきたいと考えております。

また、新たな教育長や教育委員の就任の際には、会議の公開・非公開の基準が共有されて然るべきであると思われま。資料3により、6年前にこの基準の報告がされて以降、現在まで教育委員として就任されているのは小池委員さんのみであることがわかりますが、資料4において、「市議会に提出する案件であることをもって、非公開とするものではないということにご留意ください」という文言が伝えられていることが判別できる文書は残念ながら無いことが判明しております。

このような事実関係を踏まえたうえで、本請願提出をひとつの契機として、この案件は非公開にすべきなのか、について、根拠を明示のうえで慎重な判断を求めるものでございます。

加えて、請願の趣旨にある「言わば機械的に会議が非公開とされるケースが散見されます」については、具体的な例を2つ挙げたいと思います。

1つ目は今年1月の定例会で非公開審議とされた「議案第1号」です。資料5をご覧ください。併せて、資料6・7もご参照ください。この議案に関しては、定例会では非公開審議となりましたが、同じ日に開催された「総合教育会議」は全部の審議が公開されております。席上、学校教育部長が教育委員会1月定例会で非公開審議とされた「議案第1号」の内容についての説明をおこなっております。

また、資料6により、議案第1号の文言も、上尾市情報公開条例第7条各号に記載されているそれぞれの「おそれ」に該当するものはないと思われることから、この議案審議を公開しても支障が無かったのではないのでしょうか。

2つ目の例は、令和8年第1回臨時会で非公開審議とされた「議案第3号 上尾市立大石南中学校再編検討協議会の制定にかかる意見の申出について」です。資料はつけてございません。この議案は、すでに上尾市立平方北小学校再編検討協議会条例が施行されていること、さらに、条例の文言は平方北小を大石南中に読み替えていること、読み替え以外の変更は、協議会委員を15人から22人にしている点ですが、これは中学校の特性から、例えば、小学校長を含むなどの変更をしたものです。そのため、上尾市情報公開条例第7条の各号に記載されているそれぞれの「おそれ」に該当するものは無いと考えられます。念のため情報公開請求をした結果、「どのようなおそれがあるのか」また「どのような支障があるのか」が判別できる文書・資料等はないことが明らかになっています。したがって、この議案審議についても、公開しても特段の支障は無かったのではないかと考えられます。

次に請願提出の趣旨の(2)について申し上げます。会議の非公開決定について可視化するために、挙手による採決を求めることについてです。

請願書記載の令和6年5月定例会と令和7年6月定例会の会議録は、教育委員の方々が審議の非公開を是としたことについての状況の記載となっております。令和6年度は「～委員全員から「異議なし」の声～」を記載されておりました。私は、ほぼ毎回教育委員会定例会を傍聴していますが、この記載についての事実が確認できなかったため、実態を反映した会議録への改善を要望したところ、令和7年度からは「～委員全員から異議がない旨を確認～」と訂正されております。

すなわち、市民からの指摘が、会議録の文言の変更という形で改善されたということになりますが、さらに「挙手による採決の結果、委員〇〇人が賛成(または反対)」というような文言が加わることを請願提出者として望むものでございます。

最後に、資料8は上述の令和2年教育委員会4月定例会「報告事項2」で示された後半の部分ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の逐条解説という文献において、解説をしている識者は「議決についても、三分の二以上として一般の案件よりも要件を加重しており、非公開をより限定的なものとしている」と述べています。

以上のことから、教育委員会の会議を非公開とすることの賛否を問う際は、出席委員の三分の二以上の賛成の有無について可視化するために、「挙手による採決」を求めるものでございます。

以上で、本請願の趣旨と提出の理由についての意見陳述とさせていただきます。教育委員会の皆様  
が、法令の趣旨に沿って、透明性の高い議案審議をされることを心から期待しておりますので、ご審  
議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(西倉剛 教育長) 請願者による請願第1号の意見陳述が終わりました。この後、請願者に対する質疑  
を行いたいと思いますが、請願者の方に申し上げます。請願者は、教育長の許可を得て発言し、また、  
委員に対しては質疑をすることはできませんので、ご承知おき願います。請願の趣旨や理由、あるい  
は、ただいまの陳述に関して、委員の皆様から請願者へのご質問などございましたらお願いいたしま  
す。

～委員全員から質疑がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、請願者への質疑を終了します。暫時、休憩します。

～請願者退場～

(西倉剛 教育長) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。請願第1号について、事務局から説明  
等はございますか。

(池田直隆 教育総務部長) 事務局から説明を付させていただきたいと思います。説明等につきましては  
は、杉木 教育総務課長が申し上げます。

(杉木直也 教育総務課長) 請願第1号についての事務局の見解についてご説明いたします。

はじめに、会議を非公開とする際の判断についてでございます。教育委員会の会議は、地方教育行  
政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、「公開すること」が原則と定められておりま  
す。ただし、同法の規定では、人事に関する事件やその他の事件について、出席委員の3分の2以上  
の議決があった場合には、例外的に非公開とすることができるとされております。本市におきまして  
も、この法律に基づき、個別の事案ごとに公開・非公開を判断しております。特に、市議会に諮る案  
件を非公開としている理由につきましては、議案の提出権限が市長にあることが大きく関わっており  
ます。市長から議案が正式に提出されるまでは、内容が変更される可能性もあり、確定した情報では  
ございません。そのため、上尾市情報公開条例第7条第6号に規定される「意思形成過程の情報」に  
該当するものとして、会議を非公開としているところでございます。

次に、非公開決定を可視化するための「挙手による採決」についてでございます。現在、本市の教  
育委員会における採決は、上尾市教育委員会会議規則第10条に基づき運用しております。具体的  
には、教育長が委員に対し、問題について異議の有無を諮る、いわゆる「異議がない旨を確認する」方  
法により委員の意思確認を行っております。この方法は、会議規則に基づいた適正な手続きであり、  
その過程は会議録にも明記されることから、現時点におきましても、手続きの透明性は確保されて  
いるものと考えております。

事務局からの説明は、以上でございます。

(西倉剛 教育長) 事務局から説明いただきました。これより請願に関して審議したいと思  
います。質疑、意見はございますか。

(小池智司 委員) 質問と意見がひとつずつございます。まず、質問ですが、もしこの請願が採択されたときには、これからは、上尾市情報公開条例第何条の何項の規定に基づいて、というような形で説明を受けて、公開か非公開かということ判断するようになるということによろしいでしょうか。

(杉木直也 教育総務課長) 公開・非公開の決定手続きについては、これまでも3分の2以上の決をとって行っておりましたが、非公開の根拠の説明については、不足していた部分もございますので、根拠等を示した上で、お諮りするような形で考えてございます。

(小池智司 委員) あとひとつ意見ですが、根拠が何に該当するかという説明を受けて私達が判断して、というようなところが今まで不足していた、というのは、そうかもしれないので、根拠を示すことは良いのかなと思っております。ただ、先ほども杉木課長が言われましたように、教育委員5人の意思を確認するのは教育長であり、教育長が、私達が挙手をするまでもなく、異議の有無を確認する際に、「ありません」や、「はい」という回答で、意思をくみ取っていただければ良いのかなと、あくまでも挙手をする必要まではないのではないかと、いうふうに思っています。ただし、特段それに対して反対することでもないで、別に駄目だというわけではないですけれども、私の意見としては、今までどおりでもいいのではないかと、いうふうに思っているということはお伝えしておこうかなと思います。以上です。

(谷島大 委員) 私からも質問と意見がございます。請願書の資料1で示されております令和2年4月定例会の「報告事項2」の中で、上尾市教育委員会としての判断基準が述べられていて、「市の情報公開条例の考え方が一つのメルクマールとなり、市の会議公開の基準などを参考としながら、事案ごとに判断するもの」とあります。今回の請願書の中では、「会議を非公開とする際には、『上尾市情報公開条例第7条のどの項目によるものなのか』を明示するのは発議者の責務です。」というふうに書いてありますが、非公開とする場合の理由というのは、すべてこの情報公開条例第7条に当てはまるものだけ、というふうに考えたほうがよいのでしょうか。「一つのメルクマール」というふうに表現されていたので、その辺が実際どうなるかな、ということを感じました。

(杉木直也 教育総務課長) 資料1に記載されている会議録にありますとおり、あくまで一つのメルクマールにはなるというふうに考えております。規定に照らし合わせて該当するか確認するというのがまず一つの考え方ではございますが、最終的には、教育委員会会議の中で説明をした上で、教育委員さんの3分の2の決をとるというところが、非公開決定の判断となると考えております。

(谷島大 委員) 今回の請願をいただいて、今回の資料1にある令和2年の報告事項について、私も知ることができました。今後そういった基準を踏まえて、それぞれの議案ごとに、公開・非公開の判断を行わなければいけないな、と感じましたし、また、会議を非公開にする場合の根拠をわかりやすく明示する、その上で慎重に判断する、ということは、もう当然のことなので、その部分に関しては私も賛成いたします。

先ほど小池委員さんからもありましたけども(2)で求められている挙手については、実際に会議に参加・出席している立場で申し上げますと、これまでの採決において、特に各委員さんの賛否について確認づらい、ということは無かったですし、個人的には特段、必要性は感じないですけれども、より明確にするという観点からは、そのような試みがあってもいいのかな、と感じますので、この請願については概ね賛成です。

(湯本華奈子 委員) ひとつ質問させていただきたいことがございます。2ページにございますとおり、令和8年1月定例会の中で、議案1号の方を審議いたしました。一方、同日に開催された「令和7年度第2回総合教育会議」の方では、この案件は、報告という形で受け取ってございました。こちらでは審議をする、あちらの会議では報告をするという形で受け取っていたもので、そこで公開にしているものと非公開にしているものの差が出てきたのかな、というように捉えてしまっていたところがあるのですが、その辺に関してご説明いただけると助かります。

(杉木直也 教育総務課長) 教育委員会の会議と総合教育会議で、それぞれの会議体に議長がおり、進行しているものでございます。会議の非公開の決定については各会議に諮って決定するものと考えておりますので、必ずしも公開・非公開の判断が一致するものではないと考えております。

(湯本華奈子 委員) 私も皆様と意見が重複するところがございますけれども、教育長から非公開の是非を問われた際に、皆様が「はい」という形で、返事をしている声を聞き取ることができておりまして、特段それで問題はないのかなと思っていたのですが、わかりやすくするという意味で、この請願を受けるといって形になっても問題はないのかなと思います。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。ただいま委員の皆様からいただきましたご意見を集約いたしますと、本請願に関しては、おおむね採択してよろしいとのご意見が多いように受け止めております。従いまして、本請願につきましては、採択することが適当であると考えますが、ご異議ございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、採択といたしました。

## **日程第5 議案の審議**

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第5 議案の審議」でございます。本日は6件の議案が提出されております。審議を始める前に、お諮りいたします。「議案第41号 教育委員会事務局の職員に係る令和8年5月1日付人事異動について」につきましては、人事管理に係る案件でございますので、会議を公開しないこととし、関係職員のみ出席によって、議案の審議を行いたいと存じますが、これに賛成の委員は挙手をお願いします。

～挙手による採決の結果、委員全員が賛成～

(西倉剛 教育長) 挙手全員でございますので、そのように決定いたしました。また、この決定を受けまして、予定されていた本日の日程を変更いたします。まず、公開の会議として、議案第36号から

議案第40号まで審議を行い、報告事項及び今後の日程報告を行います。その後、非公開の会議として、関係職員のみ出席により議案第41号の審議を行いたいと存じますので、よろしく願いいたします。それでは、議案の審議を始める前に、お諮りいたします。議案第36号及び議案第37号につきましては、ともに関連がありますので、一括して審議したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、一括して審議といたします。「議案第36号 上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」及び「議案第37号 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いします。

(池田直隆 教育総務部長) 議案第36号及び議案第37号につきましては、杉木 教育総務課長が説明申し上げます。

(杉木直也 教育総務課長) 議案書1ページをお願いします。「上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。はじめに、提案理由でございますが、上尾市教育委員会事務局に法務監を設置することに伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。規則第3条第2項の表中、副参事の項の次に法務監の職を置き、法務監の職務を位置づけるものでございます。

続きまして、議案書2ページをお願いします。「上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」でございます。提案理由でございますが、先ほど同様に、上尾市教育委員会事務局に法務監を設置することに伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。説明に当たりましては、議案資料2ページをお願いします。はじめに、上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の改正要旨でございますが、事務局の組織に法務監を設置するとともに、課内推進室の職員について所属長を服務規程上も位置づけるものでございます。

続きまして、議案資料3ページをお願いします。上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の改正要旨でございますが、事務局の組織に法務監を設置することに伴い、別表第1関連、別表第2における教育総務部教育総務課の表関連のうち、職員の任免その他の人事に関する事項について、法務監を位置づけるものでございます。具体的には、法務監の年次休暇及び特別休暇、時間外勤務の命令、旅行命令のほか、任免に関すること、育児休暇や病気休暇などの決裁権者を定めるものでございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第36号及び議案第37号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(小池智司 委員) ひとつ質問させていただきます。法務監という新しい役職が設けられるとのことですが、調べたところによると、自治体における法務監というのは、条例や契約、訴訟対応など法務全般を統括し、各部局の行政運営が法令に適合しているか専門的にチェック・助言する上級職を示す、となっていて、自治体内部で法務を専門に担う管理職級のポストの一種というように調べると出てき

ます。教育委員会に法務監を置く、という場合、教育委員会の中に法務専門の人を新たに置くのか、それとも行政内の法務を担当している部署から教育委員会に出向させるのか、どちらでしょうか。

(杉木直也 教育総務課長) 今回の法務監については、新たに、弁護士の資格を持つ方を特定任期付き職員として採用し、配置するものでございます。内容としては、上尾市教育委員会全体の法務を掌理することとしておりまして、職員の法律相談をはじめ、教育委員会全体のコンプライアンスの推進であるとか、訴訟事件や調停等の対応、不当要求やいじめ重大事態に関する助言などを期待して、新たに採用し、次長級の職員として配置するものでございます。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第36号 上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することに ご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第37号 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第38号 上尾市幼児教育推進協議会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いします。

(武田直美 学校教育部長) 議案第38号につきましては、田崎 指導課長が説明申し上げます。

(田崎守 指導課長) 「議案38号 上尾市幼児教育推進協議会委員の委嘱又は任命について」です。議案書4ページをご覧ください。これは、上尾市幼児教育推進協議会に欠員が生じたため、上尾市幼児教育推進協議会条例第3条第2項の規定により、その後任として任命したいので、この案を提出するものでございます。委員の任期は、令和9年4月30日までとなっております。以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第38号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第38号 上尾市幼児教育推進協議会委員の委嘱又は任命について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第39号 上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いします。

(武田直美 学校教育部長) 議案第39号につきましては、田崎 指導課長が説明申し上げます。

(田崎守 指導課長) 「議案第39号 上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」です。議案書5ページをご覧ください。これは、上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命を行うため、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例第5条第3項の規定により、案を提出するものでございます。委員の任期は、令和8年5月1日から令和9年4月30日までの1年間でございます。以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第39号につきましては、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第39号 上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第40号 上尾市学校給食運営委員会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いします。

(武田直美 学校教育部長) 議案第40号につきましては、田口 学校保健課長が説明申し上げます。

(田口倫秀 学校保健課長) 議案書7ページをお願いいたします。「議案第40号 上尾市学校給食運営委員会委員の委嘱又は任命について」でございます。人事異動等に伴いまして、上尾市学校給食運営委員会の委員について、上尾市学校給食運営委員会条例第3条第2項の規定により、委員の皆様を新たに委嘱又は任命したいのでこの案を提出するものでございます。このたび委嘱、任命する委員の氏名及び選出の区分は記載のとおりです。なお、任期は令和9年4月30日までとなっております。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第40号につきましては、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第40号 上尾市学校給食運営委員会委員の委嘱又は任命について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

## 日程第6 報告事項

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第6 報告事項」です。本日は、12件の報告事項がございます。それでは、各報告事項について、説明をお願いします。

(池田直隆 教育総務部長) 報告事項1につきましては、両部の部長及び教育総務部次長より、報告事項2から5につきましては、担当課長又は担当主幹よりご説明申し上げます。

### ○報告事項1 令和8年上尾市議会3月定例会について

(山内正博 教育総務部次長) 「報告事項1 令和8年上尾市議会3月定例会について」報告申し上げます。報告事項の1ページをお願いします。二重丸の項目に沿ってご報告いたします。まず、会期でございますが、令和8年2月16日から3月19日までの32日間でした。次に、市長提出議案の結果でございますが、教育関連6件のうち、予算に関する2件、「議案第1号 令和7年度一般会計補正予算」及び「第5号 令和8年度一般会計予算」につきましては、いずれも賛成多数にて原案可決となっております。また、条例に関する3件、「議案第12号 大石南中学校再編検討協議会条例の制定」につきましては、賛成多数にて原案可決、「議案第13号 いじめ問題対策連絡協議会等の設置条例の一部改正」及び「第14号 市立中学校部活動地域移行推進協議会条例の一部改正」につきましては、いずれも全会一致にて原案可決となっております。また、「議案第31号 教育委員会委員の任命」につきましては、全会一致にて同意となっております。最後に、教育関連の採択請願でございますが、「請願第12号 1号重大事態に係る並行調査の実施に関する請願」が、賛成多数にて採択となっております。なお、この内容につきましては、後ほど別冊資料をご確認いただければと存じます。市長提出議案等に関する報告は以上でございます。続きまして、市政に対する一般質問につきましては、両部長からご報告いたします。

(池田直隆 教育総務部長) 続きまして、市政に対する一般質問について、ご報告申し上げます。別冊の市議会の資料3ページ以降の記載となります。3月定例会では23人の議員さんから質問通告がなされ、うち教育総務部関連では、13人の議員から質問がございました。議員からの質問要旨とそれに対する答弁につきましては資料記載のとおりでございますので、本日は、通告のあった質問事項のうち、2つの事項をピックアップして、その概要の報告と関係する説明を付すことで、ご報告をさせていただきたいと存じます。今回ピックアップする事項としましては、1つ目として「学校のおける樹木管理」、2つ目として「さいたま水上公園跡地の検討状況」について、順次、ご報告させていただきます。

最初に「樹木管理」についてでございます。昨今、特定外来生物に指定される「クビアカツヤカミキリ」という昆虫によるサクラへの食害による被害や樹木の老齢化に伴う倒木事故などが、ニュース等で報道されているのを、委員の皆様も目にされていることと存じます。本市におきましても、実際に倒木が発生しておりまして、今月の4日の深夜にあげお富士住建ホール、文化センター前の芝川沿いの桜1本が倒木する事案が発生いたしました。原因は根元付近の腐食によるもので、樹齢は約50年と推定される樹木の倒木でありましたが、深夜だったため、人的な被害はございませんでした。こ

のような中、樹木が多く生育する学校における樹木の状況でございますが、資料の11ページ下段をご覧くださいと存じます。島津秋男議員からの質問で、「学校の樹木の点検・剪定・伐採の基準や頻度について」の質問に対して答弁いたしましたとおり、「令和7年3月に策定した「学校樹木管理指針」に基づき、令和7年度から専門業者による点検を計画的に実施しているほか、教職員の協力を得ながら、児童生徒の安全性を考慮した日常点検を実施し、伐採・剪定を行うなど、対応しているところでございます。補足をいたしますと、令和5年5月に神奈川県のカンパ場において発生した倒木事故等を受けまして、小中学校においても、同様の事故が発生する危険性があると教育委員会が判断いたしまして、市内小・中学校における樹木の緊急点検を、令和5年夏頃に実施し、その結果を受けて、緊急的に危険樹木の伐採剪定等を行っていたところで、その上で、全ての学校における樹木台帳を作成し、現在では台帳をベースに管理している経緯がございます。続く12ページの1つ目の「●」をご覧ください。先に触れましたクビアカツヤカミキリによる学校における被害状況でございます。答弁にあるとおり、「小学校3校、中学校3校の合計33本のサクラにおいて、クビアカツヤカミキリによる被害を確認し、」続く次の答弁になりますが、その対応といたしましては「樹木の伐採や樹木の幹に薬剤を注入し、対処した」ところでございます。今後の方針といたしましては、教育長からの答弁でございますが「伐採しなければならない場合も想定される中、児童生徒の安心安全を第一に考慮した上で、桜の木の適切な管理に努めていく」ことを答弁したところでございます。令和8年度予算には、前年度と比べても大きく増額いたしまして、小中合計で2,800万円以上の予算を措置しているところで、本年度も学校、教育委員会の連携を図り、未然に事故の発生を防ぐべく、適切に管理してまいります。「樹木管理」については以上でございます。

続きまして、2点目の「さいたま水上公園跡地の検討状況」でございます。資料25ページをお願いいたします。中段1つ目の答弁になりますが、「令和6年度に、事業者公募が不調に終わり、事業範囲や整備手法の抜本的な見直しを行うことが埼玉県より示されております。具体的には、競技力向上施設等の整備、いわゆる「科学拠点施設」と言われるものと、上尾運動公園の再編整備を切り分けて検討しており、今年度、令和7年度になりますが、サウンディング調査の結果を踏まえ、競技力向上施設等に関する部分の基本計画の改定を行い、他方、上尾運動公園の再編整備については、基本計画の検討が進められている状況でございます。」と答弁しております。最後の段落の件につきましては、前者については、本年3月30日に基本計画が改定されており、具体的な構想や事業スケジュール案が公表されたところでございます。また、後者については、当該改定された基本計画の中において、「令和8年度は、民間事業者の提案を踏まえ、競技力向上施設及び体育館と相乗効果を生じさせるその他の施設の整備に向け、基本計画を更新していく」ということが記されております。続く、26ページをご覧くださいと存じます。上段部分の答弁となりますが、「本市といたしましては、以前より要望していた屋内25メートルプールやランニングコース・ランニングステーション、アーバンスポーツ施設の整備、樹林地を活かしたアクティビティの整備のほか、樹林地につきましては、緑地率の低下に繋がらないような保全に努めていただくよう、埼玉県へ要望しているところ」でもございますので、まだ具体的な姿が見えない状況ではございますが、埼玉県とのコミュニケーションを密に図りながら、上尾市としても状況を把握し、時機を見て意見を申し入れるなど、適宜対応してまいりたいと考えております。

その他の質問、答弁については、資料をご覧くださいと存じます。教育総務部からの報告は以上でございます。

(武田直美 学校教育部長) 学校教育部関連では、12名の議員から質問がございました。各議員からの質問事項のうち、2つの事項をピックアップして、ご報告させていただきます。1つ目として、

「児童の安全な登下校について」、2つ目として「校内支援ルーム（SSR）について」順次、ご報告いたします。

1点目の「児童の安全な登下校について」でございます。16ページの下から2つ目の●印、黒須喜美雄議員からの質問で、「小学校において、登校班の編成や見守り活動など、登下校における環境整備活動について、また、その負担と現状について」の質問に対して、「小学校の登校班編成や旗振りなどの見守り活動を保護者や地域の皆さまにご協力をいただいていること、また、地域や活動内容によって、参加回数など負担の偏りが生じている現状があるということ」を答弁しております。17ページの1つ目の●印の「登校班の必要性和班編成の主体」についての質問では、「登校班は、法的に定められたものではございませんが、地域の共助の取り組みとして、児童が安全に登校する有効な手段の一つであると認識しており、編成作業につきましては、地域の実情や児童数・通学距離等は保護者が最もよく把握していることから、保護者に担っていただくことが適切と考えている」ことを答弁しております。しかし、多くの学校でPTAの方に協力していただいておりますが、その2つ下の●印の質問にあります、「PTAという担い手が無くなった場合、児童の安全確保や登校手段を誰が、どのように継続していくのか」の質問に対する答弁として、「市内においては、PTA解散後も保護者が主体となって登校班編成を継続している事例があり、PTAという組織が無くなった場合でも、保護者が担い手となる形での継続は可能である」と答弁しております。その一方で、今後、担い手不足が進行する懸念があることから、「通学路の安全点検の継続、地域の見守り活動との連携、庁内関係部署や警察等との協力体制の整備を進めていくことを検討している」との答弁もしております。今後につきましては、18ページの上から2つ目の●印の「PTAの変容に合わせ、持続可能な登下校環境の整備体制の再構築について、教育長の答弁にありますとおり、「今後は、時代の変化に対応するため、どのような方法が本市に適しているか、検討していく必要があると考えている」との答弁をしたところでございます。

続きまして、2つ目の「校内教育支援ルーム（SSR）について」でございます。現在、不登校の増加については、全国的にも解決すべき社会問題として取り上げられています。本市においても同様で、令和7年度末の本市の不登校児童生徒数は、小中合わせて594人でした。また子供の安心できる居場所づくりの観点から、本市では、令和6年度に各学校に校内教育支援ルーム（いわゆるSSR）を設置し、令和7年度に校内教育支援ルームの支援員（SRT）を各校、週1日から2日配置いたしました。その中で、20ページ中段からの樋口敦議員の質問をご覧ください。上から4つ目の●印、この校内教育支援ルームの「成果や事業の評価について」の質問に対して、成果として、「スペシャルサポートルームを利用することで、昨年度の殆どが欠席であった児童生徒が登校できるようになったり、欠席日数が大きく減少したりした事例や、教室に復帰して生活や学習ができるようになった事例などがございます。」と答弁しております。また、本事業の評価につきましては、「学校に登校することが難しかったり、学校生活に困難さを感じ1日過ごすことができずに欠席が長期化してしまったりする状況や、学校生活の中で気持ちの切り替えが必要な状況にある児童生徒のニーズを満たす成果が得られた」との答弁をしております。また、22ページ上から3つ目の●印、SRTが配置され「担任、学年、管理職との情報共有はどのように行われているのか」の質問につきましては、「支援した児童生徒の様子や支援内容、保護者との関わり等について記載するスペシャルサポートルーム利用記録簿を作成し、管理職や担任、学年職員と情報共有しております。」と答弁しております。もちろん、会議や休み時間などを利用して直接、情報共有も行っておりますが、確実な情報共有の方法として、スペシャルサポートルーム利用記録簿は、欠かすことのできないものと捉えております。その2つ下の●印、「SSR利用あたりの保護者への周知」の質問については、答弁にありますとおり、「個別に周知するとともに、学校だよりや教育委員会作成の不登校児童生徒の教育・相談機関の情報

提示リーフレットを利用して広く周知」しているところでございます。今後の市の方針といたしましては、その下の●印の答弁でございますが、「SSRは不登校児童にとって、生活や学習などに対する意欲を回復させる居場所として、また不登校の未然防止に資する場所として大きな役割を果たすものと捉え、今後も効果的な活用と安定した支援体制の充実に努めていく」ことを答弁したところでございます。

その他の質問、答弁については、資料をご覧くださいますようお願いいたします。学校教育部からの報告は以上でございます。

#### **○報告事項2 令和7年度民間スイミングスクールを活用した学校水泳指導委託事業に係るアンケート調査結果について**

(深井雄太 新しい学校づくり推進室長) 報告事項の2ページをお願いいたします。「報告事項2 令和7年度民間スイミングスクールを活用した学校水泳指導委託事業に係るアンケート調査結果について」でございます。このことにつきまして、別紙のとおり、ご報告させていただきます。恐れ入りますが、報告事項2 別冊のアンケート調査報告書をお願いいたします。ページをおめくりいただき、1ページをご覧ください。4つめの○印、「実施校・実施場所」にございます、令和7年度に実施いたしました、12校の児童・生徒及び教員、また、5つの民間プール事業者に対し、アンケート調査を行ったものでございます。アンケート結果の詳細につきましては、後ほど、ご確認いただければと存じますが、全般的に、これまでと同様、高い評価を得ているところでございます。アンケート結果も踏まえ、引き続き、適切な水泳授業の実施に努めてまいります。報告事項2につきましては、以上となります。

#### **○報告事項3 令和8年度の文化芸術関係催事について**

(松崎まり子 生涯学習課長) 「報告事項3 令和8年度の文化芸術関係催事について」ご説明いたします。報告事項の3ページをお願いいたします。令和8年度の文化芸術関係催事として、上尾市美術展覧会を10月20日・火曜日から25日・日曜日の期間で、上尾市民音楽祭の合唱祭、邦楽祭、吹奏楽器祭の3部門をそれぞれ記載の日程で実施します。なお、音楽祭の時間については、出演団体数により変わることがございます。報告事項3につきましては、以上でございます。

#### **○報告事項4 令和9年上尾市二十歳のつどいについて**

(松崎まり子 生涯学習課長) 続きまして、4ページをお願いいたします。上尾市二十歳のつどいは、二十歳という節目を祝い、社会人としての自覚を高めるため、二十歳の代表者と行政で作り上げる式典として開催しております。令和9年上尾市二十歳のつどいは、令和9年1月10日・日曜日に2回に分けて実施します。1回目の式典の対象は、高崎線西側の太平、大石、西、大石南、南、大谷中の各中学校区、2回目の式典の対象は、高崎線東側の上尾、原市、上平、東、瓦葺中の各中学校区、でございます。時間、会場、主催、内容は記載のとおりでございます。対象は、平成18年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人でございます。具体的には令和4年3月に中学校を卒業した方となります。報告事項4につきましては、以上でございます。

#### **○報告事項5 令和7年度上尾市図書館事業実績の概要について**

(宮部正人 図書館主幹) 報告事項の5ページ、「報告事項5 令和7年度上尾市図書館事業実績の概要について」でご説明いたします。本報告は、上尾市図書館規則第20条に規定される教育長への前年度事業実績報告について、その概要を報告するものでございます。恐れ入りますが、報告事項5、

別冊の「令和7年度 上尾市図書館 事業実績の概要」をお願いします。表紙をお送りいただき、1ページをお願いします。1の「図書館資料の状況」の表は、令和8年3月31日時点の蔵書数や資料書数等の状況です。表の右下、全施設の資料数等の合計は、基準日時点で、資料点数が合計60万8,487点、市民1人あたり2.64点と、小数点以下の誤差はございますが、前年度と同程度という状況でございます。続きまして、2ページをお願いします。2の「館別利用者数及び資料貸出数」につきましては、年度累計で、資料貸出を行った利用者数が33万4,978人、貸出点数が101万9,523点であり、市民1人あたり4.42点と、前年度比で減少という結果でございます。一人当たりの年間貸出数の減少の原因は、紙媒体の本を読まない人が増えていることとの関連性もあることと考えています。続きまして、3ページをお願いします。3の「主な事業」につきましては、(1)から(7)までありますが、(1)から(4)と(7)について取り上げてご説明いたします。まず、(1)の「電子図書館サービス」は、インターネット上で1人あたり3点まで本の貸し出しができるサービスです。タイトル数3万3,099点、新規利用者数が495人で、貸出数6,195点と、いずれも前年度から増加という結果でございます。(2)の「図書館まつり」は、秋の読書週間に合わせた講座やイベントの開催でございます。昨年度は「わちゃわちゃ ～にぎわい～」をテーマとして、記載にあるものを含めて全12の事業を実施いたしました。(3)の「ブックスタート事業」は、4か月健診時、乳児に絵本を配布する事業でございます。実績としましては、実施回数23回、配布人数1,322人でした。(4)の「セカンドブック事業」は、新小学校1年生に読書の記録等を記入できる「読書パスポート」の配布と、希望者には図書館利用カードの配布を行う事業でございます。実績としましては、市内小学校全22校で実施し、配布人数は1,673人でした。(5)、(6)は図書館の機能、サービスを強化する事業を行ったものですが、説明は割愛させていただきます。(7)の「施設の改善・更新」については、本館改修や仮本館の準備に向け、令和7年度に本館改修の基本設計の実施、および仮本館の基本設計・実施設計を実施しました。その他に、本館・分館の空調機・トイレ等の修繕を実施しました。続きまして、4ページをお願いいたします。4の「図書館協議会」につきましては、図書館運営に関して意見を求めるため、8月・11月・2月の年3回開催しました。主な審議内容は、「第3次上尾市図書館サービス計画」の進捗管理、「第4次上尾市図書館サービス計画」「第4次上尾市子どもの読書活動推進計画」の策定、図書館本館更新の進捗状況に関するものがございました。最後に5の「子どもの読書活動推進事業」につきましては、子どもの読書活動支援センターが中心となり、事業を進めております。主な実績として、図書館で活動する読み聞かせボランティアが、各グループの特色を生かしたおはなし会を実施しました。また、大石分館「りんごの棚」のオープン記念企画として、公益財団法人アイメイト協会を講師に迎えるなど、各種講座を開催しました。報告事項5につきましては、以上でございます。

(武田直美 学校教育部長) 報告事項6から10までにつきましては、田崎 指導課長兼教育センター所長より、報告事項11及び12につきましては、田口 学校保健課長より、ご説明申し上げます。

#### **○報告事項6 令和8年度研究委嘱について**

(田崎守 指導課長) 6ページをお開きください。「報告事項6 令和8年度研究委嘱について」でございます。7ページの「委嘱研究校一覧」のとおり報告いたします。令和7年度から、小中一貫教育についての研究を委嘱しております。今年度は2つの中学校区が発表するため、発表日を2日設定しております。8ページには、現在委嘱している小中学校の研究主題等が掲載されております。ご確認ください。

## **○報告事項 7 令和 8 年度上尾市立小・中学校運動会及び体育祭日程について**

(田崎守 指導課長) 続きまして、9 ページをお開きください。「報告事項 7 令和 8 年度上尾市立小・中学校運動会及び体育祭日程について」でございます。10 ページ「日程一覧」をご覧ください。現時点で今年度、5 月、6 月の開催を予定している学校が小学校で 15 校、中学校で 8 校となりました。また、10 月開催を予定している学校が、小学校で 6 校、中学校で向原分校を含めて 4 校、さらに 11 月開催の小学校が 1 校ございます。今年度は熱中症予防の観点から、9 月開催の学校がございません。なお、運動会及び体育祭における教育委員の訪問につきましては、今年度も行いますのでよろしくお願いいたします。

## **○報告事項 8 上尾市学校運営協議会委員の任命について**

(田崎守 指導課長) 続きまして、11 ページをご覧ください。「報告事項 8 上尾市学校運営協議会委員の任命について」でございます。上尾中学校、今泉小学校、東町小学校、東中学校において各校 1 名ずつを、追加して委員に任命することをお諮りするものでございましたが、この 4 校におきましては、本定例会よりも前の期日に第 1 回学校運営協議会が実施されるため、会議を招集する時間的余裕がないことから、上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、教育長が臨時に代理して任命の処理をいたしましたので、そのご報告をいたします。

## **○報告事項 9 令和 8 年 3 月 いじめに関する状況について**

(田崎守 指導課長) 15 ページをご覧ください。「令和 8 年 3 月いじめに関する状況について」でございます。16 ページは小学校、17 ページは中学校でございます。令和 8 年 3 月は、小学校では認知件数 34 件、解消 132 件、中学校では、認知件数 15 件、解消 53 件となっております。令和 7 年度においては、小学校では、762 件のいじめの認知があり、そのうちの 585 件が解消され、解消率は 77% となっております。中学校では、338 件の認知があり、249 件が解消され、解消率は 74% となっております。報告は以上でございます。

## **○報告事項 10 上尾市不登校対策推進委員会の答申の受領について**

(田崎守 指導課長) 続きまして、教育センターに関する内容でございます。18 ページをご覧ください。上尾市不登校対策推進委員会からの答申についてご報告いたします。諮問の「本市における不登校児童生徒に対する対策を総合的かつ効果的に推進するための、校内外の支援体制の充実、民間施設等との連携、保護者支援について」です。現状としては、「不登校児童生徒が増加している。」「不登校児童生徒の中でも様々な状況の児童生徒がいる。」「不登校児童生徒をもつ保護者は多くの悩みや不安を抱えている。」の 3 点が挙げられております。この現状から、「不登校児童生徒の状況に応じた多様な支援が必要である。」「公的機関以外の民間施設等に通う児童生徒への支援が必要である。」「保護者への支援が必要である」という 3 つの課題が挙げられました。これらを踏まえて、大きく 3 点、提言をいただきました。

①校内外の支援体制の充実には、教職員の研修等による多様な支援の在り方に関する深い理解とともに、保護者への相談窓口や不登校支援に関する情報の幅広い周知が求められる。なお、これらの取組については、情報の更新をしながら効果的かつ継続的に実施できるようにする。

②民間施設等との連携のために、教育センターによる訪問や民間施設等連絡会を継続し、学校・民間施設等・教育委員会が互いに理解を深める機会を積極的に作り、情報を共有できるようにする。

③保護者への支援については、相談窓口の周知や情報提供にとどまらず、同じ悩みを共有し自由に交流し合えるピアサポートができるような場を設定する。現在実施している「不登校について語り合

う会」を持続可能な内容とし、保護者支援の充実を図ることができるようにする。また、民間施設等を利用する児童生徒の保護者への経済的支援において、支援対象の設定など課題の解決に向けて継続して調査・検討を進めていく。

以上の3点でございます。報告は以上でございます。

#### **○報告事項 1 1 産業医の委嘱について**

(田口倫秀 学校保健課長) 報告事項の22ページをお願いいたします。「報告事項 1 1 産業医の委嘱について」でございます。大石小学校、東小学校、上尾中学校、大石中学校4校について、給食調理員を除く教職員が50人以上となるため、労働安全衛生法第13条第1項の規定により、産業医を選任する必要が生じたため、委嘱を行いましたので報告します。4名の産業医の氏名、所属、勤務校については、報告書のとおりで、東小学校を除き再任となっております。任期については、令和9年3月31日まででございます。説明は、以上でございます。

#### **○報告事項 1 2 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について**

(田口倫秀 学校保健課長) 続きまして、23ページをお願いいたします。「報告事項 1 2 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」でございます。学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱いたしましたので報告をいたします。任期につきましては、令和9年3月31日までとなっております。学校医等の一覧につきましては、24ページのとおりとなります。説明は以上でございます。

(武田直美 学校教育部長) 報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。報告につきまして、何かご質問、ご意見等はございますか。

(谷島大 委員) ご報告ありがとうございました。2点質問させていただきます。1点目は、報告事項2の民間スイミングスクールを活用した水泳授業に関するアンケートについてです。児童生徒アンケートの中の、上尾スウィンスイミングスクールを利用している平方東小、太平中、大谷中の3校の結果についてなのですが、7ページにあります問3「授業の時間が十分あり、たくさん泳ぐことができた」や、9ページの問5「長い距離を泳げるようになった」において、他の学校に比べて、肯定的な意見が少なくなっているのが気になりました。この点について何か要因があるのか、どのように分析されていますでしょうか。

(深井雄太 新しい学校づくり推進室長) この3校につきましては、授業のバス送迎の際に、ピストン輸送を現在行っています。改善策として、バスの台数を増やす等、協議を進めているところであり、授業時間の確保について改善を図ることができるのかなとは考えています。「長い距離を泳げるようになった」の項目については、今後議論を進めていければと考えております。

(谷島大 委員) スイミングスクールの活用については、ここ数年で徐々に拡大されてきたと思いますので、このアンケートの結果も踏まえて、さらに良い事業となるように進化させていただければ、と思います。

もう1点、これは報告事項6の研究委嘱についてですが、先ほどのご説明の中で、今回二つの中学

校区の発表ということですが、例年に比べて発表校が少ないと感じたのですけども、これはどういった理由からになるのでしょうか。

(田崎守 指導課長) 今回、例えば、大谷小学校、鴨川小学校、南中学校については南中学校区ということで、一緒に発表することになっています。8ページをご覧になっていただきますと、またその後につきましても、年度ごとに中学校区単位での発表を予定しております。今年度は2つの中学校区が対象なのですが、それ以降につきましても、順次全ての学校が発表を行っていきますので、来年度はまた多くなっていくという状況でございます。

(西倉剛 教育長) 3年ごとに委嘱を行っているのですが、小中一貫教育を踏まえ中学校区単位で実施していただきたいという状況の中で、教育委員会が学校と連携して、委嘱の間隔があまり開かないように、または、間隔が詰まって毎年研究、ということにならないように調整した結果となります。

(谷島大 委員) わかりました、ありがとうございます。

(小池智司 委員) 質問二つとあとご意見を述べさせていただければと思います。18ページの「報告事項10 不登校対策推進委員会からの答申について」で提言をいただいているんですけども、民間施設に通う児童生徒が、現在どれぐらいの施設数にどれぐらいの人数が通っているのかというのを把握されているのであれば、教えていただきたいです。

(武田直美 学校教育部長) すぐに数字は出てきませんが、把握はしております。

(小池智司 委員) 後で、数がわかれば教えてください。

(武田直美 学校教育部長) わかりました。

(小池智司 委員) もう1点なのですが、保護者向けとして「不登校について語り合う会」を開催しており、これを持続可能な内容として、回数を増やしていった方が良いという提言があったとのことでしたが、今現在は年間で何回開催をされているのでしょうか。

(田崎守 指導課長) 現在年間3回行ってございまして、また今年度も3回行う予定でございます。

(小池智司 委員) わかりました。おそらく不登校の児童生徒さんをお持ちの保護者の方は不安な日々を過ごしていると思うので、同じような悩みを持っていたり、過去にそういう体験がある人のお話を聞いたりする中で、だいた自分の気持ちが楽になる、助かる、というようなところがあると思います。続けていってもらいたいなと思います。よろしくお願いします。

(武田直美 学校教育部長) 先ほどの、民間施設に通う児童生徒の人数についてですが、フリースクール、フリースペースまた放課後デイサービス等に通っている児童生徒が、現在、把握している人数で28名おります。

(小池智司 委員) ありがとうございます。最後にスイミングスクールに関しての意見なのですが、概

ねアンケートでは、児童生徒さんの楽しかったとか、授業が面白いとか、泳げるようになったという色々な意見があって、まさしくインストラクターがついて教えていただいている成果だなというように思います。良い意見というのはもちろんたくさんあるんですけども、反対に、こういう点を直した方が良いというような部分は、これから改善し、より良くしていただきたいと思います。少し気になるのは、14ページにあるバスの送迎引率に関する意見というところで、上の方の4つくらいが、バスに置いていかれてしまったということが書いてあることです。特に、上から4つ目の、靴を紛失してしまって、探しているうちに置いて行かれてしまった、というものに関しては、こどもの心に傷が残ったりするようなことがあるのかな、と少し心配になっています。できればそういうことがないように、もしも他の生徒さんを先に送っていかねばならなくて、その子を待ってられないのであれば、先生に連絡が取れるような体制をとって、子どもに不安を与えないよう、考えていただければなというふうに思います。

あともうひとつ、年間のスケジュールの中で指導してもらうので、仕方がないのかな、とは思うのですが、冬場にプールに入って髪の毛が濡れて、乾かないうちにバスに乗って帰って、それが原因で風邪をひいて、ということになると、保護者の方から苦情をいただく可能性もあります。年間のスケジュールの中で色々な学校と調整するため、冬にやらないというのは難しいと思いますが、そのあたりは注意してやっていかないといけないのではないかと、思っております。

加えてもうひとつ、報告事項1別冊の21ページにある樋口議員からのSSRについての一般質問に関連して質問です。今、市内小中学校33校全ての学校にSSRが設置されていて、今年度からSRTもすべての学校に配置されるということで、とても喜ばしいことだなと思っています。SRTは、今までは週に1回から2回配置ということになっていますが、全ての学校にSRTが配置されることによって、その回数は増えるのでしょうか。

(田崎守 指導課長) SRTにつきましては、昨年度は週1回から2回の配置でしたが、今年度につきましては週4回、全ての学校で実施するという方向で進めております。

(小池智司 委員) ありがとうございます。先ほどの不登校対策にも通じますが、SSRはこどもたちの居場所としてすごく大事な場所だと思うので、週に4回と回数が増えてくれることでこどもたちが来やすくなると思います。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

(義山知奈美 委員) 私のほうからは2点、質問と意見がございます。まず、不登校対策の関係なのですが、不登校について語り合う会というのは、この名称で、保護者の方に実施の周知をされているのでしょうか。決して不登校が悪いということではないと思うのですが、やはり保護者としては、自分の子どもが不登校であるということに少なからず心を痛めていると思われれます。この会に行くことで保護者の方も救われる部分があると思いますが、「不登校について語り合う会」という名称で、なんとなく不安になりながら行く、という状況になるのではないかと、もう少し明るい名称にしてもいいのではないかと、というふうに私は思いました。

それから、こういった会を年3回されているということでしたが、お仕事されているお母さんもあると思うので、月に1回とか、もう少し増えていくと保護者の方も安心なのではないかと、思いました。私だけが悩んでいる訳じゃないんだな、他にも悩んでる方がいるんだな、ということがわかると、それを今度、次にまた不登校で悩んでいるお母さんたちに、私のときはこうだったよ、というふうに伝えていけるようになると思います。そういった会になっていくと、理想的かなと思いました。

(田崎守 指導課長) 今ご指摘がありましたとおり、やはり名称につきましては、検討を重ねまして、「ほっとひと息ふれ合いカフェ」という、親しみやすいといえますか、参加しやすい名称にさせていただいたところでございます。また、内容につきましても、今お話がありましたように、不登校の経験のある方のお話等も取り入れながら、また、ピアサポートの観点からも、同じ悩みを抱えている保護者の方に悩みを伝えられるような機会も設けて実施しております。今のご意見も参考にしながら、また内容を検討してまいりたいと思います。

(義山知奈美 委員) 続いて、スイミングスクールの件についてなんですけれども、学校の先生方の意見を見ますと、プロの方にスイミングを教わることで、業務上楽になったというような意見があったほか、昨今プールの水を出しっぱなしにしてしまう問題なんかも起きていますし、先生方の心的負担もなくなって、良いという意見がありました。その一方で、ひとつの単元にこれだけの調整が必要であるということに疑問を感じる、という教員の方もいらして、まだまだ課題点がたくさんあるのかなと感じました。学校の先生におかれましては、全てはこどものためのスイミングだ、ということをお忘れずに、今後、試行期間を経て、すべての学校でやっていただけたら良いのではないかな、というふうに思います。

(岩鉄由美 委員) 私からも3点ほど意見があります。

まず、民間スイミングスクールに関して、これは小池委員と意見が被ってしまうのですが、アンケート結果を見ると、児童生徒は概ね満足しているとか手ごたえを感じている子もいる中で、やはり苦手な子は少数ながらいるようなので、引き続き、1人でも多くの子が楽しく、泳力を身につけられるようにしていけたらいいなと思います。

それと、アンケート結果についてなのですが、移動に関しての課題が多いのかな、と思いました。バスが行ってしまうことなどあってはならないことだと思いますので、引き続きこの辺りの改善を望みます。

もう一点ですが、議員さんからの一般質問にありました、児童の安全な登下校についてです。PTAが縮小していく中で、旗当番を負担に思われているご家庭もあると聞きます。PTAと旗当番に関しては、切り離して考えなきゃいけないのかな、と思っていますが、子どもの安心・安全な登下校に関しては、シルバー人材センターの活用ですとか、引き続き議論していただきたいなと思いました。

また、テレビで見たのですが、今回、自転車に関して交通ルールが改正されたことに伴って、反対側を走っていた、と言って年齢関係なく罰金を取ろうとする詐欺も発生しているようで、私も、中学生がそういう声をかけられたというのを身近で聞きました。自転車の交通ルールについて、通学班の中での指導もあると思いますので、その中で、わかりやすく伝えていく必要があると思います。中学生は通学の指導はないと思いますが、自転車通学の生徒も少なからずいると思いますので、高校生になってから罰金がどうのこうのと発生する前に、今一度、自転車に関して何か指導する機会があれば良いのかなと思います。

(湯本華奈子 委員) 私の方からも質問があります。

まず、スイミングスクールのアンケート調査報告書についてです。15ページの一番上のところに、使わなくなったプールの管理について先生方からご意見が出ているかと思うのですが、使わなくなったプールに関して今のところ何か計画というものはあるのでしょうか。異臭まではしなくとも草が生えていたり、また、人目から離れたところにあるプールだと、防犯上あまりよくないのかなと思ったりすることがありますので、何か計画があれば教えてください。

(深井雄太 新しい学校づくり推進室長) 使われなくなったプールの管理につきましては、基本的には水を抜いておく、ということになります。ただし、一部、災害時のマンホールトイレの水源として使われているプールもございますので、そちらにつきましては、水源を新たに設けるとか、プールを満杯にしなくとも水源としては確保できるのでもう少し低い水位にするとか、所管課と協議を進めているところでございます。草に関しては用務員さんにご協力いただく、セキュリティに関しては施錠していただくなど、具体的な対応は検討を進めていきたいと考えております。

また、先ほど、小池委員、岩鉄委員からのご意見として承りましたバス送迎の件について補足です。バスが子どもを乗せ忘れて出発してしまった、というよりも、ひとつの学校でおきた事例なのですが、年度当初、3本のバスの送迎がございまして、行って帰って、行って帰って、行って帰って、と輸送するわけですが、通常でしたら1本目のプール授業を終えた児童を乗せて学校に向かって、代わりに3本目の児童を乗せてプール施設へ向かうというスケジュールだったのですが、そのときは、1本目の児童の授業が終わるのを待たずに3本目の児童を迎えに行ってしまうと、そこで抜け落ちてしまったと聞いております。事業の最初のほうで発生した事案で、それ以降、同じような事例が起きておりません。引き続き、同じようなことは起きないように、注意してまいりたいと思います。

## **日程第7 今後の日程報告**

(西倉剛 教育長) それでは、続いて、今後の日程報告をお願いします。

(杉木直也 教育総務課長) 今後の日程でございますが、教育委員会5月定例会は5月21日、午前9時から開催いたします。また、5月1日には上尾・桶川・伊奈教育委員会連絡協議会総会を桶川市で開催予定となっておりますので、宜しくお願いします。日程報告は以上でございます。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。それでは、委員の皆様から、そのほかご意見などございましたら、お願いいたします。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

## **日程第8 議案の審議**

(西倉剛 教育長) それでは、ここからは、非公開の会議といたします。恐れ入りますが、傍聴の方は、ご退室をお願いいたします。

～傍聴人退場～

(西倉剛 教育長) これより、議案第41号の審議を行います。議案第41号は、関係職員のみによって会議を行いたいと存じます。

(杉木直也 教育総務課長) 両部 部長・次長の出席をお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 暫時、休憩します。

～関係職員（両部部長、両部次長、教育総務課長）以外 退席～

（西倉剛 教育長）休憩前に引き続き、会議を再開します。「議案第41号 教育委員会事務局の職員に係る令和8年5月1日付人事異動について」説明をお願いいたします。

（池田直隆 教育総務部長）教育長の許可をいただき、資料の配布をお願いいたします。

（西倉剛 教育長）配布を許可します。資料の配布をお願いします。

（池田直隆 教育総務部長）議案第41号につきましては、杉木 教育総務課長がご説明申し上げます。

（杉木直也 教育総務課長）議案書の8ページをお願いします。「教育委員会事務局の職員に係る令和8年5月1日付人事異動について」ご説明申し上げます。提案理由でございますが、教育委員会事務局の職員に係る令和8年5月1日付け人事異動を発令したいので、この案を提出するものでございます。1ページをお願いいたします。新規採用として、菊地 智大氏を教育総務部法務監として、採用するものでございます。なお、新たに設置する法務監は、上尾市教育委員会全体の法務に関する事務を掌理するものでございます。議案第41号の説明は、以上でございます。

（西倉剛 教育長）議案第41号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

（西倉剛 教育長）ないようですので、これより採決いたします。「議案第41号 教育委員会事務局の職員に係る令和8年5月1日付人事異動について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

（西倉剛 教育長）異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

## **日程第9 閉会の宣告**

（西倉剛 教育長）以上で、予定されていた日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和8年上尾市教育委員会4月定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

令和8年5月21日 署名委員 谷島 大